

## 令和5・6年度における補装具に関する調査研究について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室

# 令和5年度 補装具に係る調査研究について

	研究テーマ	研究概要
1	<p>【厚生労働科学研究(公募)】</p> <p>補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究 (2年計画の2年目)</p> <p>研究代表者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長</p>	<p>○ 補装具のフォローアップに係る身体障害者更生相談所、医療機関、補装具製作事業者、利用者等の役割分担とフォローアップ体制のモデルを構築することを目的として調査を実施。</p> <p>1年目の調査結果：            ▶ 更生相談所を中心とした具体的なフォローアップ方策(補装具管理手帳、チラシ、研修、地域リハビリテーション協議会の調査等)を試行し、一部で効果検証を実施。いずれも有用性はあると考えるが、これらをいかに選択し組み合わせるかは課題。</p> <p>2年目の調査：            ▶ 1年目の結果をもとに各方策に修正を加え、有効性をさらに高めるとともに、具体的なフォローアップ体制のモデルを提案することを目的に研究を継続。</p>
2	<p>【厚生労働科学研究(指定)】</p> <p>技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究 (3年計画の1年目)</p> <p>研究代表者 浅見 豊子 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 診療教授</p>	<p>○ 支給判定</p> <p>○ 運動器系補装具</p> <p>○ 視覚器系補装具</p> <p>○ 聴覚器系補装具</p> <p>○ 重度障害者用意思伝達装置</p> <p>補装具費支給事務におけるオンライン活用方法の検討</p> <p>支給基準の価格検討(基準価格案の作成)</p>

# 補装具費支給制度等における フォローアップ体制の有効性検証のための研究

令和5年度 厚生労働科学研究費補助金 (22GC1010)

## 研究代表者

高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長 医師

## 研究分担者

樫本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 技術参事 医師

菊地 尚久 千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長 医師

中村 隆 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 義肢装具士長

芳賀 信彦 国立障害者リハビリテーションセンター 総長 医師



横浜市総合リハビリテーションセンター

# 装具の破損例

早期の対応が必要である



支給しっぱなしでは  
いけない



# 背景

- 令和2から3年度に実施した「補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究（20GC1012）」では、治療用装具や補装具の支給とフォローアップに関して種々の取り組みが各地でなされていることが明らかとなった。
- しかし、多くの地域ではフォローアップが地域全体の仕組みとして確立しておらず、限られた機関や個人の努力で行われている段階である。
- 1年目は数か所の自治体・更生相談所、および補装具製作事業者において具体的なフォローアップ方策を試行する。併せて利用者支援の方策を具体化した。2年目は1年目の試行結果を検討し方策を修正し、まとめを作成した。

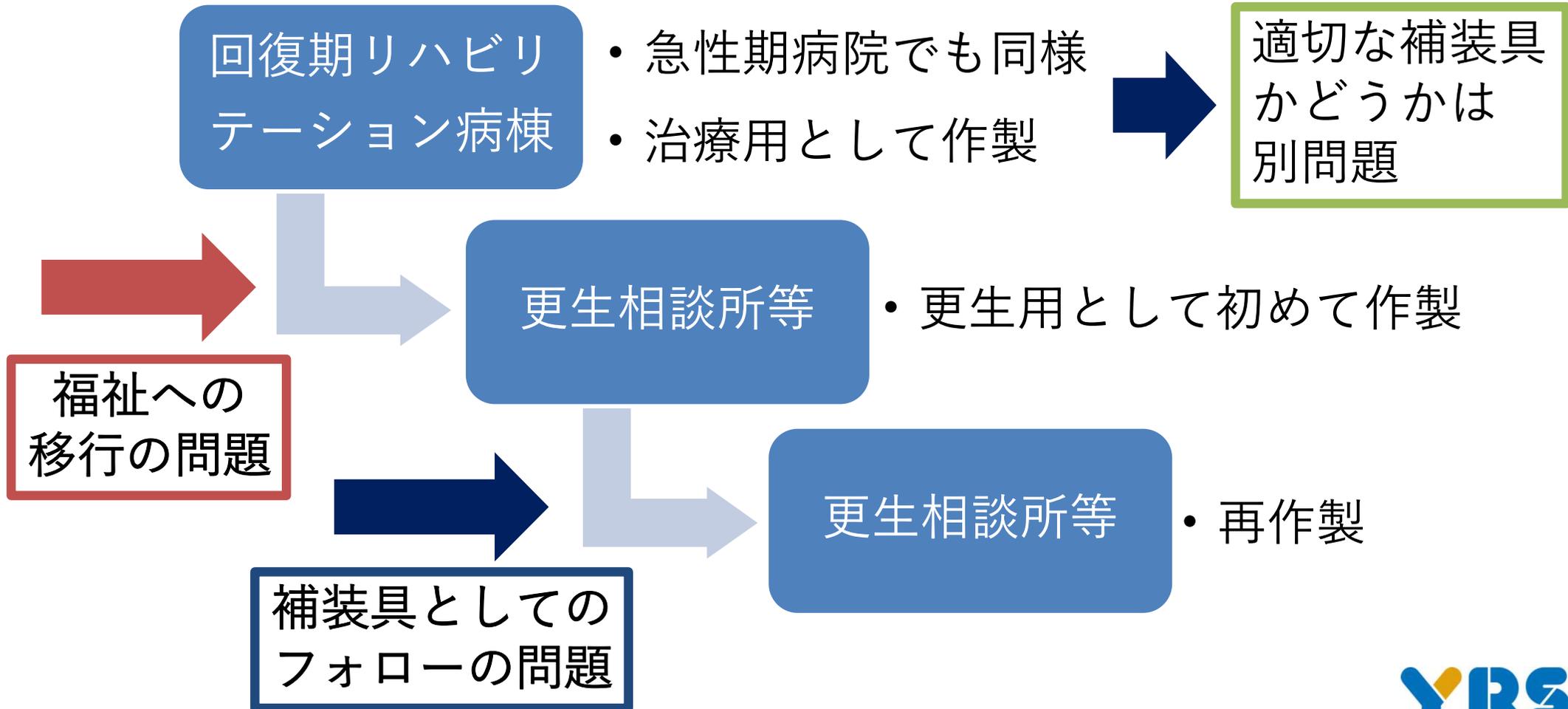
## 代表的な問題点・課題

修理ができることを知らない。

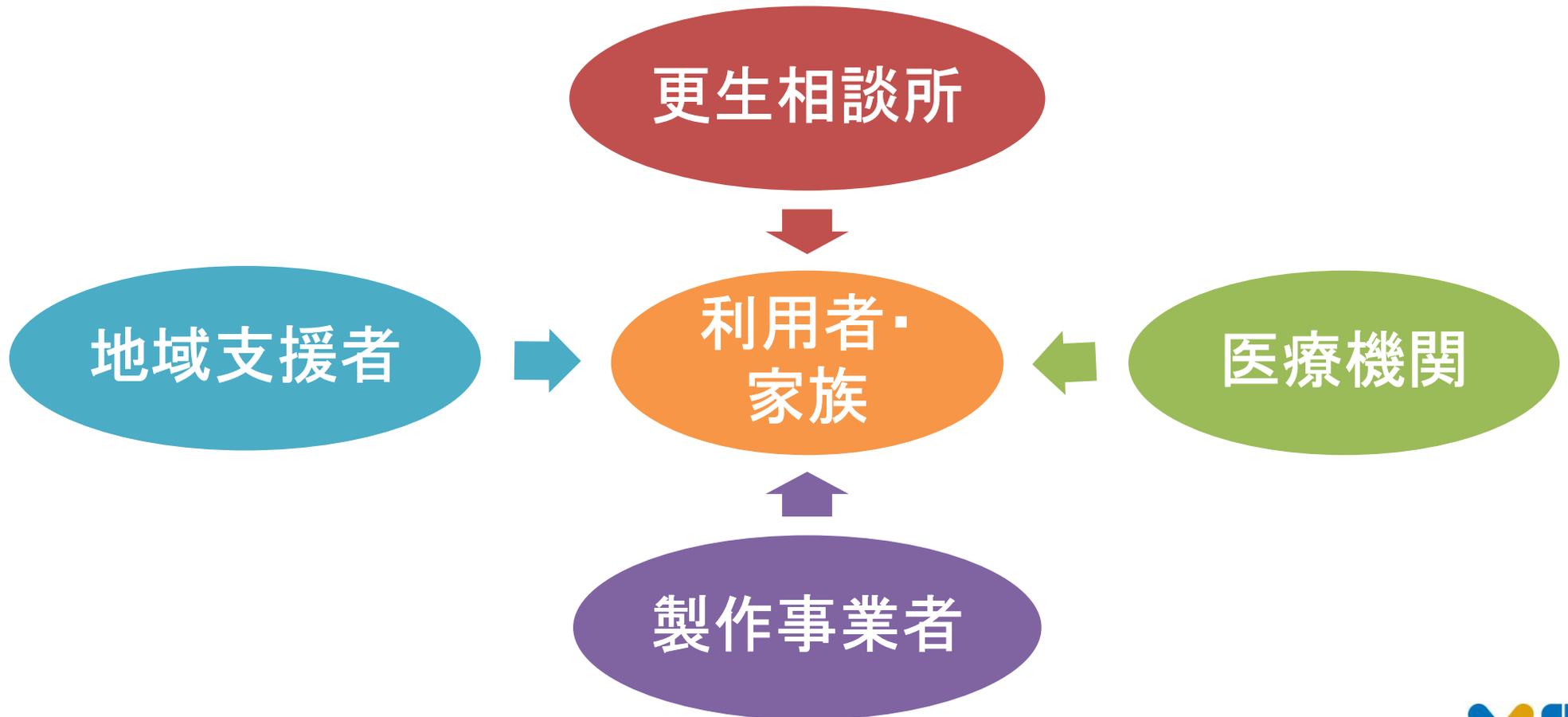
どこに相談をしたらよいのか知らない。

自分の装具の製作事業者の名前さえ知らない。

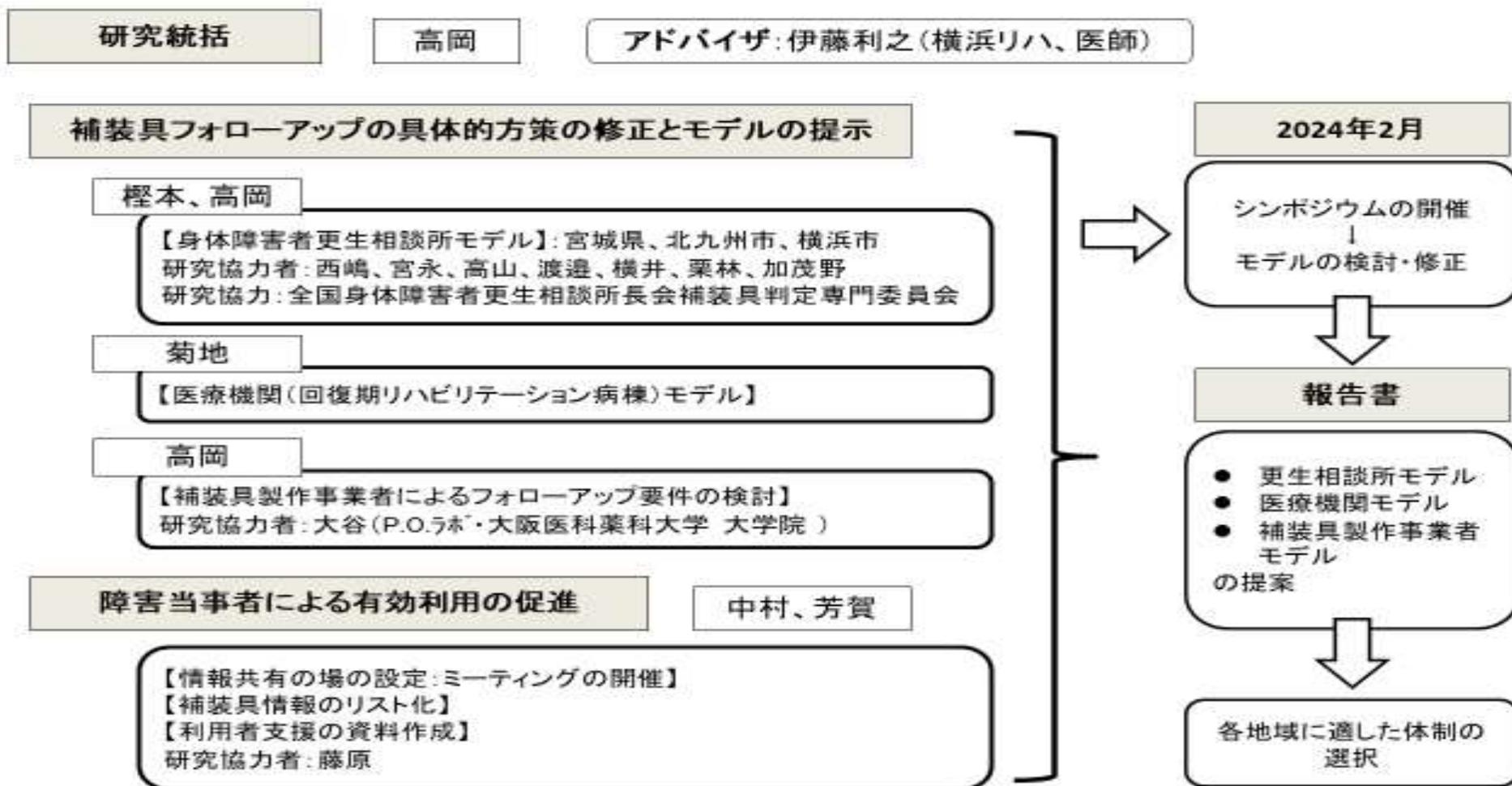
# 問題が生じる時期



# 有効なフォローアップ体制確立のために



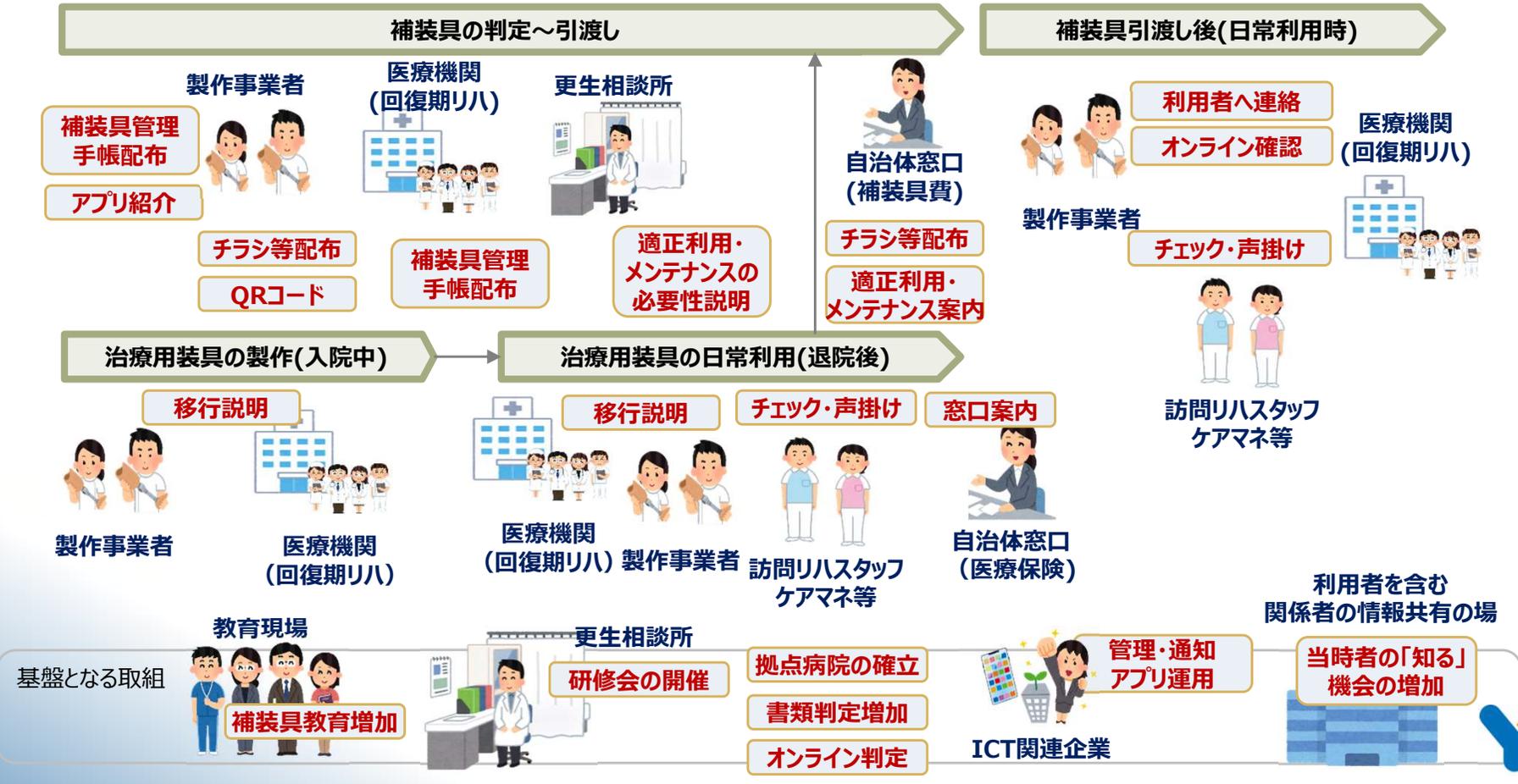
# 研究体制



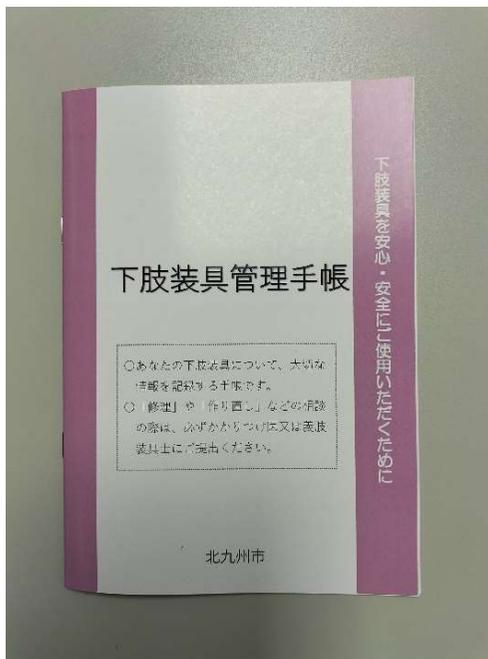
# まとめ

**目指す姿**

- 利用者自身が、補装具の適切な利用方法を理解し、適切な利用を行うと共に、必要な際はメンテナンスの依頼を行う。
- 関係者が、利用者が補装具を適切に利用できるよう、場面毎にフォローする。



# フォローアップを行う具体的ツールの例



## 下肢装具を快適にご利用いただくために

下肢装具は、ご自身の大切な体の一部です。

手入れをして長く大切に使いましょう。

不具合がないか、定期的に確認しましょう！

下肢装具は、一人ひとりの体に合わせて個別に製作、調整しています。しかしながら、体の機能や体重の変化などにより、足の状態は日々変わっていきます。また、装具は使用方法や時間の経過とともにすり減ってしまったり、がたつきが生じたり、破損したりすることによって、足に合わなくなってきました。

定期的に手入れやチェックをして不具合があれば、かかりつけ医や補装具製作業者に相談しましょう。※裏面にチェックポイントを掲載しています。

### 下肢装具の機能

下肢装具は、脳卒中などによる疼痛や筋力の低下による不安定さを軽減し、動かしにくくなった足の機能を補うための補装具です。

装具を使うことで歩く、立ち上がる、ベッドへ乗り移る等日常動作が行いやすくなり、日々体を使い活動的で健康な毎日を送ることを助けます。その他、麻痺した足先の変形や関節が硬くなることを予防する効果もあります。



プラスチック製短下肢装具（一例）

横浜市総合リハビリテーションセンター

### 主な役割

歩行、日常動作をしやすくする

足の変形を予防・矯正する

足の痛みを軽減・予防する

## 安全で適切な使用のためのチェックポイント

- マジックバンドの付きが弱くなった。
- 足底の滑り止めがはがれている。靴底がすり減っている。
- プラスチックにひびが入っている。変色している。
- 立ったり歩いたりするときに変な音がする。
- 皮膚が当たって赤くなっている。痛みがある。傷ができています。
- 足の太さの変化によって、サイズが合わなくなった。
- 以前より歩きにくくなった。

※該当する項目がありましたら、かかりつけ医や補装具製作事業者、各区の福祉保健センターに、修理や作り直しについてご相談ください。

### 不具合に関する相談先

補装具製作事業者

かかりつけ医  
当センター補装具クリニック 毎週月曜日・金曜日午前 (TEL) 473-0666  
※要予約

### 補装具の修理・作り直しの申請窓口

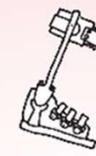
修理・作り直しには身体障害者手帳を利用することが可能な場合があります。お住まいの区の福祉保健センターにご相談ください。

本チラシについてのお問い合わせ先

社会福祉法人横浜リハビリテーション事業団  
横浜市総合リハビリテーションセンター  
〒222-0935 横浜市港北区島山町 1770  
(TEL) 045-473-0866 (FAX) 045-473-0956

# 利用者および支援者向けパンフレットの コンセプト

- ▶ 利用者参加の意義を示す
- ▶ 破損や不適合が及ぼす影響を示す
- ▶ 特定の義肢装具に限らない
- ▶ 実例の写真を示す
- ▶ チェックポイントを簡潔にまとめる
- ▶ 破損や不適合を生じた際の対応を示す



## 義肢・装具の効果的な フォローアップのために

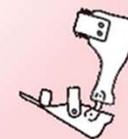
### 自分で気付こう! 義肢や装具の破損や不適合

皆さんが使っている義肢や装具は、使っているうちに壊れたり(以下、破損と呼びます)、自分の体に合わなくなったりすること(以下、不適合と呼びます)があります。

定期的に医療機関などを受診して義肢や装具のチェックを受けている方は、その際にこれらのことを指摘される場合もありますが、必ずしも破損や不適合が受診のタイミングで起きるとは限りません。

そこで破損や不適合に自分自身で気付くことができれば、早期に対応することが可能になります。逆に自分自身で気付かなかったり、気付いているのに適切なタイミングで対応できなかったりすると、皮膚に傷ができた、障害が悪化したりすることがあります。

このパンフレットでは義肢や装具の破損や不適合に、自分自身で気付くために必要な情報をお伝えします。



パンフレットは令和4年度厚生労働科学研究(障害者政策総合研究事業)「義肢装具調整制装具におけるフォローアップ体制の有効性検証のための知見」の成果物です



**義肢や装具は、破損することがあります。**破損までいかなくても、一部の部品がすり減ったり、部品を留めるネジが緩んだりすることもあります。これは義肢や装具が、金属、プラスチック、皮革などでできているため、避けることができません。



**プラスチック短下肢装具の破損**

負荷がかかりやすい足首の近くでは、プラスチックが白くなったり(左)ひびが入る(中)ことがあり、そのまま使い続けるとやがて割れてしまう(右)。



**装具足先部分の摩耗**

靴の先の部分がすり減り穴があいている。



**装具底面の摩耗**

底面がすり減るとすべりやすくなる。



**部品取付部分の破損**

部品を留める金具が1つはずれている。



**義肢や装具は、必ず皆さんの体の表面と接しています。**体に接している部分に強い圧迫やすれの力が働くと、皮膚が傷つくことがあります。



足の内側が赤い。



足の外側の皮膚が硬く厚い。



皮膚が傷つき下の組織が見えている(潰瘍)。



**義肢や装具の不適合は、**接している皮膚だけではなく、体の他の部分にも悪影響を及ぼすことがあります。また、子どもでは成長に伴い義肢や装具の不適合を生じることがあります。大人でも義肢や装具と接する部分が太ったり腫れたりすることや、障害の変化(筋力の低下や変形の進行など)が義肢や装具の不適合につながる場合があります。



**下腿部の太さの変化**

下腿部が太くなったり(左)痩せたり(右)することによる装具の不適合がある。

**チェックすべきポイント!!**

破損や不適合を生じた際には、義肢や装具を修理したり調整したりする必要があります。修理や調整で対応できない場合には作り替えが必要かも知れません。少なくとも週に1回は自分自身でチェックしましょう。

**①皮膚の状態**

義肢や装具が接している皮膚に傷ができて赤くなったりしていませんか？  
義肢や装具を外して5分程度経っても赤みが消えない場合には、早期の対応が必要です。

**②体の痛みや疲労感**

義肢や装具を装着している部分やその他の体の部分(腰や肩など)に、痛みや疲労感などいつもと異なる症状が出ていませんか？義肢や装具の不適合が疑われます。

**③義肢や装具の音**

義肢や装具から異音がしていませんか？  
カチャカチャという金属が当たる音、キーンというきしみ音などがある場合、義肢や装具の不適合や部品の破損が考えられます。

**④部品の破損や摩耗**

義肢や装具の部品が破損したりすり減ったりしていませんか？今まで動かなかった部分が大きくたわむようになる、底になる部分がすり減って中の材料が見える、動く金属パーツの周りに黒い汚れが大量に出る、などは破損や摩耗のサインです。

**義肢や装具には耐用年数**というものがあります。これは時間経過とともに古くなり壊れてしまうことなどを想定し、作り替えの時期の目安を示すものです。また18歳未満では成長などを考えて使用年数が決められています。しかし耐用年数や使用年数を過ぎていてもまだ安全に使い続けられる場合には作り替える必要はありませんし、逆に耐用年数や使用年数が経過していなくても必要であれば部品を交換したり、作り替えたりすることもあります。

主な装具の耐用年数

名 称	耐用年数
長下肢装具	3年
短下肢装具(金属支柱)	3年
短下肢装具(プラスチック)	1.5年
足底装具	1.5年
手関節背屈保持装具	3年
指装具	3年
頸椎装具(カラー)	2年
腰椎装具(硬性)	2年
腰椎装具(軟性)	1.5年

18歳未満の使用年数

年 齢	使用年数
0歳	4ヶ月
1～2歳	6ヶ月
3～5歳	10ヶ月
6～14歳	1年
15～17歳	1.5年

**義肢や装具に破損や不適合**が生じた際には、そのまま使い続けることなく、次のいずれかの窓口にご相談しましょう。

①担当医

あなたが義肢や装具を作ることになった病院の担当医を受診してみましょう。

③お住まいの市町村の  
障害福祉担当窓口

身体障害者更生相談所で適合判定を受けた場合は、お住まいの市町村の障害福祉担当窓口にご相談してみましょう。

②義肢装具製作事業者

あなたの義肢や装具を製作した事業者に連絡してみましょう。



➤ 今後、HP掲載などを進めます。

技術革新を視野に入れた  
補装具費支給制度のあり方のための研究  
(3年計画の1年目)

研究代表者 浅見 豊子  
国立大学法人佐賀大学医学部附属病院  
診療教授

## 支給判定

判定困難事例等を抱える更生相談所及び市町村に対する、オンラインでの相談の実施  
補装具費支給事務におけるオンライン活用方法の検討

## 運動器系補装具

③既製品等の新たな支給基準案の作成

④⑤基本工作法・購入基準・修理基準  
の見直し及び試案の作成

①製作材料の価格調査

①支給基準の価格検討

試案に価格調査の結果を反映した  
告示価格の変動率の算出

## 視覚系補装具

補装具支給アセスメントシートの試作  
及び訓練実施方法の検討

試作アセスメントシートを用いた補装具  
使用訓練の試行と評価

試作アセスメントシートを用いた  
補装具使用訓練の効果検証

①支給実態、価格調査及び  
基準価格案の作成

支給基準案の作成

## 聴覚系補装具

①支給実態、価格調査及び  
基準価格案の作成

「集団補聴システム」支給実態調査  
及び効果検証

メーカー長期保証が補装具費に与える  
効果の推定

②購入基準・修理基準の項目見直し

支給基準案の作成

## 重度障害者用意思伝達装置

①②支給基準の項目見直し及び各構成  
要素別価格設定のための調査

適切な適合技術料算定のための  
調査実施及び案の作成

価格調査及び支給基準案の作成

### ● 支給判定

判定におけるセカンドオピニオンのニーズについて更生相談所にアンケート調査を行った。

### ● 支給基準の価格検討

前課題で得られた物価高騰や人件費等の価格実態調査データをもとに現行基準における実売価格を試算し、現行基準価格と比較した。

#### ● 義肢

採型区分や形式により利益率が大きく異なり、特に切断部位が高位ほど利益率が低いことが分かった。

#### ● 装具

採型において、基本工作法で想定されたギプス採型法以外にどのようなものが行われているのか調査を行い(分析中)、そのうち印象材を使用した足底装具の採型方法については作業時間と採型材料代について比較検討を行った。

### ● 既製品等の新たな支給基準案の作成

#### ● 既製品装具

既製品装具の価格算定式として、特定医療材料費や薬価を参考にした原価計算方式を用い、価格の試算を行った。

#### ● 車椅子

モジュラー型車椅子の価格構成を調査し、構成要素を本体価格に含まれる項目、本体の加算要素、付属品の3つに分け、さらに基本工作法に関する作業に関する項目、内容をまとめ基準となる案を作成した。

- 基本工法における新技術に関する調査

3Dデジタル技術の運用に関する 実態調査として、アンケート形式で実施し回答を分析中である。義肢装具製作における3Dシステムの現地調査を実施し、システムの特徴や機能、国内における導入と運用について意見交換をした。

- 借受制度の課題

現行の借受制度における課題の抽出を、関連する協会や団体からヒアリングを行った。また、実際に借受制度としての目的に沿った形で、補装具で運用・試行した際のメリットと課題について検討している。

### 【令和6年度計画】

- ・判定に関する課題整理と「オンライン更生相談室」の試行
- ・支給基準制定に関わる因子の整理と実態把握
- ・基本工法・購入基準・修理基準の適正化のための実態調査等

### ● 支給基準の価格検討

視覚障害者安全つえ、眼鏡(コンタクトレンズ)は前課題で得られたデータ、義眼、眼鏡(矯正用・遮光用・弱視用 焦点調整式・弱視用 掛けめがね式)は昨今の物価高騰を踏まえた価格実態調査データをもとに現行基準価格について検討した。

その結果、義眼(レディーメイド)、眼鏡(遮光用)は価格変動が見られなかった。

視覚障害者安全つえ、義眼(オーダーメイド)、眼鏡(コンタクトレンズ)の一部の仕様、眼鏡(弱視用)で+5%~+16%の変動が見られた。

眼鏡(矯正用)は回答協力が得られず、今後の価格調査方法について検討が必要。

### ● 視覚系補装具支給実態調査(担当:共同研究者 奈良里紗)

補装具や日常生活用具を利用中の視覚障害者を対象に、その支給実態及び活用実態について、質問紙によるアンケート調査を実施。回答のあった226件について解析中。

### ● 視覚系補装具に関する情報発信

補装具を利用する視覚障害者、選定や支給、訓練、販売に関わる関係者を対象として、10月より計6回(月に1回、約1時間)、視覚系補装具についての基礎知識を周知するための勉強会を実施。今後、勉強会参加登録者へのアンケートを実施予定。

### 【令和6年度計画】

- 視覚系補装具の支給実態および文献調査
- アセスメントシートの試作・試用評価・改良
- 補装具・日常生活用具を併用した訓練の検討

## 聴覚系補装具

- 現行の補聴器の市場価格の実態について、特に近年の価格変動の推移を調査した。また、全国の補聴器販売店における補聴器販売の実態について、特に支援法利用補装具販売の実態を調査した。
- 市場全体では約5%程度の価格上昇が見られた。支援法補聴器は、調査期間中の補聴器販売の10%程度であり、差額自己負担がその3分の1で見られた。

### 【令和6年度計画】

- ・自治体独自の補聴器購入に係る助成制度（独自助成制度）の実態調査
- ・補聴器支給に関わる手順のリスト化の研究

## 重度障害者用意思伝達装置

- 現行の重度障害者用意思伝達装置の価格変動について、購入基準にある本体の価格、ならびに修理基準にある付属品の価格の変動について調査した。
- 本体として回答があったものはほとんどが高度な環境制御装置もしくは通信機能が付加されたものであり、基本構造について今後検討が必要と考えられた。
- 価格変動については一部項目について20%以上の上昇が認められており、基準価格の見直しが必要と考えられた。

### 【令和6年度計画】

- ・基準価格等適正化のための実態調査等

# 令和6年度 補装具に係る調査研究について

	研究テーマ	研究目標等
1	<p>【厚生労働科学研究(公募)】</p> <p>将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給のための研究 (3年計画の1年目)</p> <p>研究代表者 未定</p>	<p>公募要項の概要は次ページに記載。 現在、応募があったものについて審査中。</p>
2	<p>【厚生労働科学研究(指定)】</p> <p>技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究 (3年計画の2年目)</p> <p>研究代表者 浅見 豊子 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 診療教授</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動器系補装具 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定に関する課題整理と「オンライン更生相談室」の試行</li> <li>・ 支給基準制定に関わる因子の整理と実態把握</li> <li>・ 基本工作法・購入基準・修理基準の適正化のための実態調査等</li> </ul> </li> <li>○ 視覚器系補装具 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚系補装具の支給実態および文献調査</li> <li>・ アセスメントシートの試作・試用評価・改良</li> <li>・ 補装具・日常生活用具を併用した訓練の検討</li> </ul> </li> <li>○ 聴覚器系補装具 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体独自の補聴器購入に係る助成制度(独自助成制度)の実態調査</li> <li>・ 補聴器支給に関わる手順のリスト化の研究</li> </ul> </li> <li>○ 重度障害者用意思伝達装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準価格等適正化のための実態調査等</li> </ul> </li> </ul>

# 来年度開始の公募課題について（概要）

【研究課題名】 将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給のための研究(R6-R9)

【目標】 将来の就労や就学等に対して自らゴールを設定する等社会参加に意欲のある利用者に対し、利用者が希望する、実現可能な社会参加の具体的内容に応じた補装具(高機能部品含む)を支給するために、補装具の使用訓練を実施すると同時にソーシャルワーカーによる就労支援等社会参加に必要な支援を行う。加えて、利用者に対するアセスメントから訓練及び支援の方法及び高額部品に対するメーカー等からの借受け対応等の実現可能な方法を検討し、実施マニュアルを作成する。

【求められる成果】

- ・ 将来の就労や就学等の社会参加の実現に向けた補装具費支給ガイドラインの作成
- ・ 介入の効果を示す資料
- ・ 訓練中に必要となる完成用部品等に対する借受け制度の活用促進策の提言

